

## たばこに対する一市民の目

西京区 京凡人

6月のある夜、ある飲食店に入ったときのこと。店内には、喫煙室と禁煙席はないようで、空いている席に座り、食べ物と飲み物を注文して店内を見渡すと、子供連れの客がいる中で、タバコの煙があがり、空気はすっきりしていない。換気設備の効果も十分ではないようだ。そこへ、男女4名の客が入ってきて隣の席で一斉にタバコを吸い始め、たちまち付近はタバコの煙に包まれた。このようにして、受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）の洗礼を受ける一夜となった。一部ではあろうが、このような喫煙者天国の店がいまだにあるとは困ったものである。

ところで、「健康増進法」が施行されて2年。この法律により、飲食店の管理者には受動喫煙の防止措置を講ずる努力義務が課せられ、さらに今年の3月に策定された「京都市たばこ対策行動指針」には、子供や家族連れの利用の多い飲食店については空間分煙（煙が外に漏れないような喫煙室を別に設け、それ以外は禁煙とする方法）の実施が定められている。これらが守られていない飲食店は早急に対策をとってもらいたいものである。

タバコには約4000種以上の化学物質と約200種類といわれる有害物質、60種類以上の発がん性物質及び発がん促進物質が含まれているという。そして喫煙により肺がんや関連するがん、慢性閉塞性肺疾患になったり、子供や乳幼児に悪影響があると警告されている。

このことは、喫煙者は十分承知のことと思うが、なかなか禁煙できないようである。どうか、これらの方には、私の知人でヘビースモーカーだった人が悔恨の情をこめて「たばこをやめるように皆に言ってほしい」との言葉を残して亡くなったことや、また長い間受動喫煙の被害を受けたのではないかとと思われる人の死があったことも他人事とは思わず、自分や周りの人のことを考え、ぜひ禁煙してほしいものである。

つぎに、タバコに関係してやめてほしいことに“ポイ捨て”がある。ゴミゼロの清掃奉仕に参加して、タバコの吸いながらなぜこんなに多いのかとびっくりした。これらの大半はクルマから投げ捨てられたものだろうが、モラル以前の問題だと清掃をしながら腹が立って仕方がなかった。また、バスの停留所でタバコを吸っている人が乗車前に“ポイ捨て”するのをよく見かける。一方、これらのゴミを近所の人自主的に清掃されている姿もあって、これには頭が下がる思いである。

今年の市民憲章の実践目標と行動例に「ポイ捨てや散乱ごみのない緑豊かなまちにしよう」とある。各自が注意すればできることが多いし、市民としても積極的に実践したいと思う。